

平成 23 年 2 月 7 日  
事 務 連 絡

都道府県・政令市 廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課  
産業廃棄物課

### 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルの公表について

廃棄物熱回収を一層推進するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が平成 22 年 5 月に改正され、一般廃棄物処理施設（市町村が設置した一般廃棄物処理施設を除く。）又は産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するものを設置している者が、環境省令で定める基準に適合していることについて都道府県知事等の認定を受けることができる制度（熱回収施設設置者認定制度）が新設され、平成 23 年 4 月から施行されます。

環境省では、都道府県等が熱回収施設設置者の認定を行う方法を解説することを目的に、平成 22 年 10 月から 12 月にかけて開催された「廃棄物熱回収施設設置者認定制度に関する検討会」（座長：川本克也・国立環境研究所資源化・処理処分技術研究室長）における検討を踏まえ、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」を作成し、本日環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/thermal/index.html>）で公表しましたので、お知らせいたします。なお、製本したものについては、後日改めて送付させていただきます。

問い合わせ先

産業廃棄物課 課長補佐 山縣 弘樹  
施設整備指導係 古谷 智晴  
電話：03-3581-3351 内線 6875